

## 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 夜間看護等手当

## (1) 改正の趣旨

市民病院では介護・育児など様々な事情により、働き方に制約がある看護師が増加し、一部の看護師に夜勤負担が集中してきている状況にある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響からシフトどおり勤務できない職員が継続的に一定数発生しており、その代替としての夜間勤務対応が更なる負担増となってきた。

こうした状況を踏まえ、夜間勤務に従事する看護師の負担に応じた額に改善する必要があるため、夜間看護等手当について、改正するものである。

## (2) 改正内容

夜間看護等手当の額を以下のとおり改定する。

区 分	改定案	現 行
深夜の全部を含む勤務である場合	<u>7,300 円</u>	6,800 円
深夜における勤務時間が四時間以上である場合	<u>3,550 円</u>	3,300 円
深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合	<u>3,100 円</u>	2,900 円
深夜における勤務時間が二時間未満である場合	<u>2,150 円</u>	2,000 円

## 2 分べん介助業務手当

## (1) 改正の趣旨

全国的な産科医師不足のなか、青森市民病院においても令和2年4月に産科医師が3人から2人となり、医師の負担が増加している現状にある。

また、医療現場には、限られた人員で医療の質を担保しつつ労働負担を低減させていく「働き方改革」への取組が求められている。

こうした現状を踏まえ、助産師の免許を活かし、正常経過の妊産婦に対するよりきめ細やかな助産ケアの提供を行うことにより、妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズに対応するとともに、正常産を助産師免許を有する看護師が担うことで医師の負担軽減を図るため、令和5年4月から正常経過の妊産婦の助産ケアを助産師免許を有する看護師が行う「院内助産」を実施することとしている。

これに伴い、これまで医師のみが支給対象である分べん介助業務手当を「助産師免許を有する看護師」にも支給するため、改正するものである。

## (2) 改正内容

新たに「助産師免許を有する看護師」を追加し、分べん介助業務1回につき、5,000円を支給する。

支給対象	手当の額	
医師（当該業務の補助業務に従事した医師を除く。）	10,000 円	
<u>看護師（助産師免許を有する看護師に限る。）</u> ※	<u>5,000 円</u>	（対象に追加）

※看護師のみで分べん介助業務に従事したときに限り支給する。

※看護師が分べん介助業務1回につき2人を超えて従事したときは、主として従事した2人に限り支給する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日